

令和7年度大学生と協働で進める高千穂通りの利活用促進事業 業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度大学生と協働で進める高千穂通りの利活用促進事業

2 業務の目的

県は、「美しい宮崎」の恩恵による高千穂通りの潤いと安らぎのある空間を活用して、再編整備後の高千穂通りの日常的な利活用を促進することを目的に本事業を実施する。

そのため、本事業において、利活用のモデルとなる実証イベント（以下「実証イベント」という。）を大学生と周辺企業等が連携して実施するための体制づくりを行うとともに、再編整備の推進、改善につながる、実証イベントを通じた利活用の障壁となる課題等の洗い出し等を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託する業務の内容

以下(1)から(3)に掲げる内容を、県内の大学生と協働で行うために必要な事業の企画、準備及び実施

(1) 実証イベントを企画、準備及び実施するチーム（以下「実証チーム」という。）の立ち上げと周辺企業等との連携に向けた体制づくり

① 県内の大学生等の招集

- ・まちづくりや園芸、地域課題の解決等、様々な研究分野の大学生等を招集する。
- ・学生が主体となった多様なアイデアの提案や実証イベントの実施に向けて呼びかけを行うとともに、そのための支援（先進事例の研究、適正な事業費の設定など。）を行う。

② 高千穂通りの利活用を目的に官民により結成された高千穂通りほこみち推進会議（以下「推進会議」という。）に属する企業や団体等との連携体制づくり

- ・推進会議に属する企業や団体等の意見を十分尊重し、連携して本事業が行えるよう調整を行う。特に、推進会議が利活用促進に際して重視する「活動の自走化」と「通りのデザイン（景観や品位など。）」について検討を進めていく。

(2) 大学生が主体となって実施する実証イベントの準備やPR等に必要な支援及び調整

① 実証イベントの企画、実施、運営等を行う学生等への支援

- ・実証イベントは、将来的に、県民による日常的な利活用のモデルになると考えているため、適切な規模や内容となるようアドバイスを行う。
- ・高千穂通りの地理的特性や、通りの景観及び風致、また、周囲の環境等をいかした実証イベントとなるようアドバイスを行う。
- ・本事業を契機に「美しい宮崎づくり」の社会的価値や恩恵を再認識し、将来世代に継承する機運の醸成につながるよう学生と協働で検討を進める。
- ・本年度中に最低1回は実証イベントを開催する。

なお、現在、推進会議において10月頃にイベントを実施する予定である（再編整備の工事の進捗により、開催日が遅れる可能性がある。）。推進会議と調整の上、実証チームにおいて当該イベントを開催する場合、本年度中に行うべき開催数にこれを計上することができる。

② 実証イベントの実施に係る経費の補助（ただし、企業等の寄附なども活用し、将来的に

高千穂通りの利活用が自走するよう支援を行う。)

③ 実証イベントの PR や広報

(3) 実証イベントの検証及び再編整備への反映等に係る準備及び調整

① アンケートの集計、実証結果の制度反映に向けた資料の調製及び会議等の準備

5 業務の成果報告

業務が完了したときは、直ちに下記に掲げる成果品及び業務の成果に関する報告書（以下「成果品等」という。）を県へ提出する。

(1) 上記 2 に掲げる業務の目的の達成状況や本業務により得られた効果等

(2) 実証イベントまたは実証チームの取組状況（写真を添付すること）

(3) その他委託業務の実施状況（アンケートの集計結果等）

(4) 収支精算書（別添様式）

6 委託料の支払い

概算払とする。なお、支払請求書の提出があったときは、県は、その日から起算して 30 日以内に委託料を支払う。

7 その他

(1) 委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、契約者はその損害を賠償しなければならない。

(2) 委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別添個人情報取扱特記事項を遵守する。

(3) 成果品等に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、契約者は、直ちにこれを県に報告し、契約者の責任と費用負担において解決するものとする。

(4) 委託業務の遂行に当たり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分に協議し、決定する。